関であり、その卓越した機能を生かし、世界各地で積極的な協力活動を実施している。センターは、教育研究機関及び民間団体等と協力しつつ、自らが有する知識、技術、経験等を活用して、文化遺産国際協力をさらに推し進めるとともに、コンソーシアムを中心とした我が国の国際協力推進体制を支えていくことが望まれる。このため、国は、センターが文化遺産国際協力に関係する海外諸機関との連携における中核的な役割を発揮できるように、その体制の整備充実を図る。

④　また、平成23年10月には、日本国政府とＵＮＥＳＣＯ（国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。））との間の協定に基づき、ユネスコが賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターとして、独立行政法人国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センターが設置された。当該センターにおいては、我が国の無形文化遺産に関する国際協力の拠点として、東京文化財研究所等の関係機関と連携しつつ、アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護に向けた調査研究等の国際協力を推進することが望まれる。

⑤　なお、国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策であって、教育研究機関に係るものを策定し及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重及び教育研究機関における研究の特性に配慮する。

⑶　コンソーシアムの役割

①　コンソーシアムは、我が国の文化遺産国際協力の担い手である文部科学省、外務省その他関係省庁、教育研究機関、独立行政法人及び民間団体等の連携・協力体制の構築を図り、特にネットワークを活用した情報の収集・提供及び実施事業の現状分析等を行うことにより、文化遺産国際協力をより効果的に実施していくことが望まれる。

②　このため、国は、コンソーシアムがその役割を果たせるよう、安定的な運営体制を確保する。

③　また、コンソーシアムを構成する関係機関及び当該機関に所属する研究者等は、それぞれの専門分野等について、コンソーシアムへの協力・参加を行うことが求められる。

５．経済協力との連携

文化遺産国際協力は、文化遺産を活用した地域の活性化等にも貢献するものである。このように、経済効果も期待される文化遺産国際協力を効果的に推進するため、政府開発援助（ＯＤＡ）等の経済協力との連携強化が図られる必要がある。

このため、経済協力の中で直接又は間接を問わず文化遺産に関わるものについては、経済及び社会の開発等の観点だけでなく、文化遺産保護の観点にも配慮して実施する等、我が国として、経済協力と有機的に連携したシナジー効果の高い文化遺産国際協力を推進するため、在外公館や経済協力関係機関と文化遺産国際協力関係機関との連携強化及び情報共有の推進が望まれる。

６．対象地域

アジア地域は、我が国と共通するところの多い文化圏を形成し、地理的、歴史的及び文化的にも深い繋がりを有する。こうしたアジア地域の国々の文化遺産の保護に協力することは、我が国とこれらの国々との友好関係のさらなる強化につながる。

また、アジア地域の文化遺産は、我が国と文化的・宗教的な関連が深いことから、我が国の文化遺産との関連性を探求しつつ、アジア地域を中心に、文化遺産国際協力を推進することは、我が国の歴史・文化を理解する上でも重要である。

これらを踏まえ、我が国としては、アジア地域を今後とも重点対象地域と位置づける。

同時に、我が国においては、これまでも地域を限定することなく、文化遺産国際協力を推進してきており、我が国が有する知識、技術、経験等を生かすことができる文化遺産国際協力の要請がある場合には、地域を限定することなく、世界の全地域を対象として、協力の推進を図る。

また、協力の推進に際しては、将来にわたる我が国との長期的な協力関係が構築できるよう、世界の各地域の専門家とのネットワーク形成等に留意して実施する。

第２　文化遺産国際協力の推進に関する基本的施策

１．連携の強化（情報交換と協働関係の構築）

⑴　国内における関係機関間の連携

文化遺産国際協力を効果的に推進していくためには、協力の規模、性格等に即して、各関係機関の持つ役割や機能を最大限に生かしつつ、密接な連携を図る必要がある。

文部科学省、外務省その他関係省庁、教育研究機関、独立行政法人及び民間団体等は、コンソーシアムを活用しながら、相互に連携の強化を図る。

また、文化遺産国際協力に係る施策の推進に当たっては、必要な措置が適切に講じられるよう、文部科学省、外務省その他関係省庁は、密接な連携を図る。

⑵　研究分野間の連携

適切な文化遺産国際協力を推進するには、修復技術、保存科学、歴史学、芸術学、考古学、人類学、博物館学等の専門分野からの横断的な参加と協力が不可欠である。したがって、具体的な事業の規模や性格に応じて、様々な専門分野からの参加を促し、関係する分野間での連携を図ることが重要である。

また、我が国が、文化遺産をめぐる国際的かつ多様な要望に適切に応えられる文化遺産国際協力を推進するためには、文化遺産を取り巻く様々な学問分野を基礎とする、より総合的な研究領域の整備も視野に含める必要がある。

⑶　海外との連携

国、教育研究機関、独立行政法人及び民間団体等は、外国の政府、教育研究機関及びユネスコ、ＩＣＣＲＯＭ（文化財保存修復研究国際センター）、ＩＣＯＭＯＳ（国際記念物遺跡会議）、ＩＣＯＭ（国際博物館会議）等の国際機関等との密接な連携の下で文化遺産国際協力を推進できるよう、海外拠点の形成を図る等の情報連絡体制を強化する。また、国内における国際会議の開催や諸外国で開催される国際会議に積極的に参加すること等を通じ、情報ネットワークの構築・充実を図る。

さらに、我が国の文化遺産国際協力を一層強化し、効果的なものとするため、このような協力を積極的に実施している国と共同チームを編成して、第三国に対する協力を実施する等の連携協力体制の構築を推進する。この場合、共同チームが効果的な国際協力を実施できるよう、我が国の関係機関においては、適宜、コンソーシアムを通じて情報を共有し、密接な連携を図ることが望まれる。

また、既に我が国が締結している文化遺産の保護のための多国間条約等の効果的な運用を図るため、関係各国や国際機関等との十分な連携を図る。

２．人材の確保等

⑴　我が国の文化遺産保護の専門家の確保等

国は、教育研究機関及び民間団体における文化遺産保護の専門家の養成、確保及び資質の向上に必要な施策を講ずる。教育研究機関及び民間団体は、文化遺産国際協力に係る総合的な研究領域を視野に入れつつ、教育研究を充実させていくことが望まれる。

また、国際協力の現場を経験させるインターン（就業体験）制度を充実する等実践的な人材を養成できる教育研究体制を整備し、海外で活躍できる文化遺産保護の専門家を適切に確保する。

こうした文化遺産保護の専門家の養成を行う教育研究機関等においては、コンソーシアムを通じて、関係機関と情報共有を図りながら実施することが望まれる。

さらに、教育研究機関においては、当該機関に所属する研究者が、文化遺産国際協力への参加と、国内での教育研究を円滑に両立できる環境の整備を図ることが望まれる。

なお、平成23年９月には、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成23年法律第15号）が施行され、同法第５条の規定を踏まえ、学芸員等の資質の向上を図ることも重要である。

⑵　海外の文化遺産保護の専門家の確保等

近年、途上国においても、他国の専門家に自国の文化遺産の保護を委ねるだけでなく、国づくりの一環として自国の誇りである文化遺産を自らの手で保護することができるよう、自国の専門家による保護活動を希求する動きが高まっている。自国のアイデンティティの根源にも関わるこうした活動を支援するため、我が国は、文化遺産国際協力に係る独立行政法人、教育研究機関及び民間団体等の有する知識、技術及び経験等を活用して、海外の専門家を対象とした、国内外での研修の充実を進める。

海外の専門家の養成を行う教育研究機関等においては、その目的に適した教材開発を行う等、各国の要請や社会的状況に対応